

平成28年度 第1回埼玉県教科用図書選定審議会会議録

【日時】 平成28年5月10日(火) 13:30～15:10
【場所】 埼玉会館 1階 多目的ホール
【出席者】 委員 藤野 栄 委員 福田康宏 委員 松村敦夫 委員
中村美紀 委員 田野智恵子 委員 中村真理 委員
齋藤紀子 委員 野原 晃 委員 中村正宏 委員
米玉利優子 委員 山崎則枝 委員 首藤敏元 委員
富岡寛顕 委員 平澤 香 委員 細湊富夫 委員
比嘉里奈 委員 松井千秋 委員 柳瀬晴夫 委員
事務局 市町村支援部義務教育指導課
大根田頼尚 課長 須藤好晴 主幹
小野塚祐一 指導主事 清水利浩 指導主事
安元信幸 指導主事
県立学校部特別支援教育課
宇田川和久 課長 楠見弘樹 指導主事

1 開会

2 委員の委嘱・任命

3 安原市町村支援部長あいさつ

4 委員等紹介・事務局担当者自己紹介

5 事務局から選定審議会の役割等についての説明（関係法令・採択の仕組み等）

6 役員選出

会長に野原委員、副会長に中村委員を選出する。

7 諮問

1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について

2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方及び方法について

以下、「埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則」第4条第3項の規定により、野原会長が議事を進行する。

8 議事

会長 まず、会議録の署名委員を、1号委員の福田委員、2号委員の米玉利委員にお願いする。

(両委員承諾)

会 長 はじめに、審議会の進め方について事務局から説明願いたい。

事務局 本年度の選定審議会は、今回を含め2回開催する予定である。

本日の第1回審議会は、先ほど諮問した内容のうち、「2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方及び方法について」審議いただく。本年度は県立特別支援学校小学部・中学部の一般図書の採択があり、そのための基本的考え方及び方法について、第1次答申をいただきたい。

本日の後半と7月に予定している第2回審議会では、「1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」審議いただく。本年度は小学校・中学校の検定済み教科書の採択替えはないが、昨年度発覚した、いわゆる「教科書謝礼問題」の反省に立ち、教科書採択の公正性・透明性の確保をいかに徹底させるかを含め、第2次答申をいただきたい。

会 長 審議会の進め方について何か質問はあるか。

(特になし)

会 長 審議については、順番を変えて2番を先にそれから1番を行うという説明があった。それでは、本日審議する諮問事項について、事務局から説明願いたい。

事務局 本日審議いただきたい内容は、1点目として、「諮問事項2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の基本的考え方及び方法について」である。

具体的には、採択に当たっての「基本的な態度」「基本となる条件」「調査研究の観点」について審議を願いたい。

2点目として、「市町村の教育委員会等が教科用図書を採択するに当たって県教育委員会が行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」である。具体的には、指導、助言又は援助を行うに当たっての「全般的事項」「その他」について審議を願いたい。

なお、「教科書採択の公正性・透明性の確保」に関しては、第2回で審議する。

会 長 審議事項について説明があったが、何か質問はあるか。

(特になし)

会 長 今回審議をするのは検定本ではなく一般図書の採択についての「基本的な態度」などについての審議となる。それでは、議事に入る。

まず、「審議内容」の「2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の基本的考え方及び方法について」事務局の説明を願いたい。

事務局 本年度は、小学校・中学校の検定済み教科書の採択替えはないが、毎年行われる県立特別支援学校小学部・中学部の一般図書の採択がある。

このことから、県立特別支援学校小学部・中学部における採択の基本的考え方について、審議をお願いするものである。

具体的には、「1 基本的な態度」にある、法令、県の教育振興基本計画、大綱などを踏まえて採択すること、障害の状態・教育的ニーズを考慮して採択することなどの点について。

また、「2 基本となる条件」にある、学習指導を進める点で効果的かどうか、児童生徒に理解しやすいものかどうかなどの点について。

さらに、「3 調査研究の観点」にある、学校の教育目標、特色、児童生徒の実態などについて。

こうした基本的な考え方について審議を願いたい。続いて、特別支援学校の状況について特別支援教育課長から説明する。

特別支援学校で使用する教科書というのは多種多様であり、具体的な例も含めて説明する。

先ほど、議長からもあったが、今年は、特別支援学校の検定本についての採択替えはない。星印本、いわゆる著作本の採択替えもない。附則9条本という一般図書についてのみ毎年採択する。まず、特別支援学校においては、4年に一度の部分と毎年部分とがあることを了解いただきたい。

1の「基本的な態度」の(2)「児童生徒の実態に即した」という言葉が非常にあいまい、抽象的なため、詳しく説明する。

「児童生徒の実態に即した」というのは、2つに大別される。

1つは、知的障害があるかないか。知的障害がない場合には、いわゆる検定本を採択する。通常の学校と同じような教育課程が編成され、検定本を使用することとなる。

知的障害がある場合は、知的障害の程度の重いかそうではないか。知的障害が比較的軽い子供たちが使う教科書として、文部科学省の著作本、通常、星印本がある。1星から4星まであり、これが特別支援学校ならではの教科書になる。知的障害が重いとすると、一般図書、いわゆる絵本の類を使って指導にあたる。

特別支援学校では、児童生徒の実態から教科書が3種類あることを了解願いたい。

さらに、教科書の中身の問題がある。2の「基本となる条件」の(1)が特に重要となる。肢体不自由の特別支援学校では、例えば、脳性麻痺の子供たちの場合、緊張によって眼球運動が乏しくなることがある。その場合、学ぶべき情報ができるだけ同じページに入っていることが大きなポイントとなってくる。また、聴覚障害の場合、聞こえに課題があることから、文章理解が苦手な子供もいる。この場合、学ぶべき情報が、長い文章ではなく短く端的に表現されている方が、望ましいということになってくる。

これ以外にも障害の種別によってそれぞれ特性があるが、例えば、このような点が児童生徒の実態に即したということである。

会 長 これから審議するのは、細かな障害にあった教科書についてではなく、それは、答申を踏まえて県教育委員会が具体的に採択するということである。それでは、審議に入る。

今、説明のあったこと、さらに特別支援教育課長からの補足も含め、質問などはあるか。

委 員 先ほど、特別支援教育課長の説明を聞き、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズがさまざまであることが十分わかった。

特別支援学校の教科書採択においては、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズを考慮することが重要であると感じた。

会 長 他にはどうか。

(特になし)

会 長 それでは、基本的な考え方の説明を受けながら押さえていくことにする。項目ごとに説明を願いたい。

事務局 1 基本的な態度

- (1) 教育基本法、学校教育法、小学校・中学校・特別支援学校学習指導要領、埼玉県5か年計画、埼玉県教育振興基本計画及び埼玉教育の振興に関する大綱の内容を踏まえ、教科用図書を採択する。
- (2) 教科の主たる教材として、児童生徒にとって教育上効果的なものとなるよう、学校の特色や児童生徒の実態に即した教科用図書を採択する。その際、以下の2に示す「基本となる条件」及び3の「調査研究の観点」を踏まえ、教科用図書の十分な調査・研究を行う。
- (3) 児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を考慮して採択する。

以上である。

会 長 (1)にある「埼玉教育の振興に関する大綱」の内容について、説明いただきたい。

事務局 大綱に関しては、手元の「埼玉県教育行政重点施策」を御覧いただきたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正、施行となったことに伴い、知事や市町村長が教育に関する大きな方向性について策定するものである。県の場合、知事が教育委員会と議論する総合教育会議を主宰し、埼玉県においては、昨年度計5回知事と教育委員会で議論を行い、昨年末に、知事が策定したものである。方向性としては、それ以前に定められている埼玉県教育振興基本計画第二期の計画と整合性をとったものだが、本審議会ではこれについても踏まえていただきたい。

会 長 市町村でも首長がこの大綱を定めている。教育長が教育委員会の代表で、あとは教育委員という形になったところと、教育委員長が代表を務める教育委員会とが混在する中でも、大綱については首長が定める。すべての市町村、そして県でも定められた。「1 基本的態度」は、これも受けていることになっている。(1)から(3)までであるが、いかがか。

(特になし)

会 長 それでは、「1 基本的な態度」についてはこれでいきたいと思う。次に、「2 基本となる条件」について説明を願う。

事務局 2 基本となる条件

(1) 組織・配列・分量について

学習指導を進める上で、内容の組織・配列・分量が効果的であること。

(2) 内容について

ア 基礎的・基本的な知識・技能を習得させる効果的な工夫がなされていること。

イ 思考力、判断力、表現力等を育成する効果的な工夫がなされていること。

ウ 主体的に学習に取り組む態度を養う効果的な工夫がなされていること。

(3) 学習指導要領の教科の目標を達成するための工夫について

学習指導要領の教科の目標を達成するための効果的な工夫がなされていること。

(4) 資料について

地図・挿絵・写真・図表・数表・索引等が必要に応じて用意され、児童生徒に理解しやすいものであること。

(5) 表記・表現について

ア 記号・用語・単位等が、児童生徒に理解しやすいものであること。

イ 表現が明確で、児童生徒に理解しやすいものであること。

以上である。

会 長 今のところではいかがか。基本となる条件の(1)組織・配列・分量については、それぞれの障害に合わせて具体的に検討していくということになっている。(2)から(5)表記・表現までも説明があったが。よろしいか。

(特になし)

会 長 それでは、その次の、調査研究の観点について説明願う。

事務局 3 調査研究の観点

(1) 学校の教育目標の達成に向け、適切であること。

(2) 学校の特色及び児童生徒の実態等に適合していること。

(3) 児童生徒の生活、経験及び興味・関心等に対する配慮がなされていること。

こちらについても、先ほどの2と同様、従来と変更はない。

会 長 いかが。

(特になし)

会 長 では、次の諮問事項について説明願いたい。

事務局 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条1項にあるように、県は市町村等に対し毎年「採択基準」を作成し、市町村等の行う採択について指導、助言、又は援助をする。お手元の参考資料には昨年度、市町村等に対し通知した採択基準及び通知を作成する際の基本的考え方を示している。

はじめに「1 全般的事項」だが、これは市町村等で適正・公正な採択が行われるよう採択基準の通知を作成する際に、留意すべきことである。まずは、この「1 全般的事項」について審議を願いたい。

会 長 それでは、「1 全般的事項」について（1）から（3）までであるが、質問や意見を伺いたい。ところで、これは来年の道徳の採択を見込んでのことか。

事務局 左様である。しかし、今年度指導助言をする上で、その指導、助言、又は援助は前提として答申に基づくため、今年度もということである。

会 長 「1 全般的事項」については、繰り返さないがよろしいか。

（特になし）

会 長 では次に、その他について説明を願う。

事務局 「2 その他」については、「（1）静謐な採択環境の確保」について、「（2）広い視野からの意見の反映」について言及している。

このことについては、参考資料の文部科学省局長通知の中でも言及されている。「（3）過大な宣伝行為等への対処」についてだが、静謐な環境について外部からの働きかけに左右されない、毅然とした対応をとる。ということが書かれている。また、広い視野からの意見の反映については、保護者等の意見も踏まえた調査研究の充実、といった点が指摘されている。

県教育委員会としては、こうした通知に基づき、各市町村教育委員会において行われる教科書採択が、より一層適正かつ公正に行われるよう、指導・助言・援助を行っていきたい。

この点について、審議をお願いしたい。

会 長 今、具体的な文科省の通知を見たが、このことを受けた形で、その他の（1）（2）がある。しかし今、説明をされた通知文の具体的なことについては、この審議会ですぐに取り上げることではなく、これを受けた形で「その他」になるとの捉えでよいか。部長や課長からも話があった教科書謝礼問題は、話題、問題になっているところであり、極めて大事なところである。委員から、特に話はあるか。

これから県教育委員会の大きな流れとしてはどんな様子か。

事務局 冒頭、今後のスケジュールについて説明したように、次回の7月の際には、公正、公平な確保について審議を細部にわたり行っていただく。今日の審議と次回の審議とを踏まえて、最終的にその方向性に基づいて、市町村教育委員会に対する指導・助言・援助をさせていただく。

具体的には、採択については何点かのプロセスがある。例えば、著作編修

をする段階、その次として、各教科書会社が文部科学省にその教科書の検定を申請している期間、なおその間に検定申請途中の文書を見せてはいけない。さらにその先、採択をする段階として、各学校における調査、また選定委員会における調査員による調査等、さまざまなプロセスがあります。そういうところを念頭において、今回の事案としては色々とあがっているが、昨年度末に文部科学省に採択に影響はなかったと報告している。しかし、疑念がもたれないような担保をするには、どうしたことが必要なのかもう少し具体的なことを念頭において、改めて7月の段階で議論いただけたらと思っている。

会 長 これもだめ、あれもだめでは、教科書研究はできない。4年の間に、ぜひ、できますよという方向でやってもらわないと、先に進まず尻すぼみしてしまう。ひいては子供たちが使う教科書が、適正、公正なものにならない結果になってしまうのが怖い。

色々な新聞等でも見ていることと思うが、いかがか。もちろん、次の7月にも、このことについて審議する時間はとってはあある。こういう資料があれば用意してほしいという話でも構わない。いかがか。

委 員 初中局長の通知にもあるように公正性・透明性の確保を徹底することが必要である。

会 長 そのためにどうするかが具体的に必要になる。この「その他」のところについては、次回も審議をすることになっている。

それまでの特別支援学校に関すること、それから一般的な事項に関することについての審議はこれで終わりとし、20分ほど休憩にする。

【休 憩】

会 長 第1次の答申の案を示す。

諮問事項の「2 県立義務教育諸学校で使用する教科用図書採択の基本的考え方及び方法について」

諮問の際に提示のあった別紙「県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方」を適当であると認めるとともに、以下の点について特に留意すること。

- (1) 県立特別支援学校の教科用図書の採択については、教育基本法、学校教育法、小学校・中学校・特別支援学校学習指導要領、埼玉県5か年計画、埼玉県教育振興基本計画及び埼玉教育の振興に関する大綱の内容を踏まえること。
- (2) 県立特別支援学校の教科用図書の採択については、(1)に掲げるもののほか、引き続き、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を考慮して

採択すること。
特別支援教育課長からの細かな説明も踏まえた形とした。いかがか。

(委員異議なし)

会 長 それでは、この案を第一次の答申として決定する。

 本日の審議会においては、諮問事項の「2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方及び方法について」を審議し、答申を決定した。また、「1 市町村教育委員会等の指導、助言又は援助の基本的考え方について」は継続審議とした。

 委員の協力により円滑に議事を進行できた。順調な審議に感謝する。以上で本日の議事を終わりにする。議長の任を解かせていただく。

9 答申

 会長から義務教育指導課長に第1次答申を手交

10 事務連絡

11 閉会